

「消費税軽減税率制度」講習会

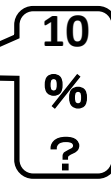
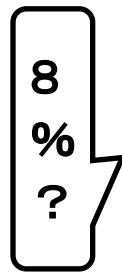
消費税軽減税率制度とは

余裕を持って今から
準備を始めましょう！

平成31年10月より消費税率が10%に引き上げられます。
軽減税率制度は、消費税率の引上げに合わせて、低所得者に配慮する観点から実施されるものです。

軽減税率制度の対象となる品目の消費税については、軽減税率（8%）が適用されます。

事業者の皆さまは業種にかかわらず、「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」などが毎日の仕事の中で新たに求められます。



事業者は、さまざまな
対応が必要になります。

下記内容で講習会を開催いたします。
多数の方のご参加をお待ちしております。

日時	平成30年12月12日（水）18時30分～20時00分
場所	港湾センター2階 会議室（旧長浜町商工会 会議室）
問合せ	長浜町商工会 TEL 52-0312 FAX 52-1526
内容	消費税軽減税率制度について 軽減税率対策補助金について
講師	津田謙治税理士事務所 税理士 津田 謙治 氏

長浜町商工会 行(FAX52-1526)切り取らずそのまま送信してください。【申込み締切 12/5(水)】

消費税軽減税率制度講習会申込書

事業所名		出席者名	
TEL		FAX	

※ご記入いただきました情報は適切に管理いたします。

平成30年度 消費税軽減税率対応窓口相談等事業